

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年3月24日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	大東市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranooosirase/seisakusushin/zaimu/mynumber/1493168446721.html

執行機関名 大東市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	大東市営住宅条例(平成10年条例第7号)による市営住宅自動車駐車場使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第32号) 別表第一 第五号 大東市営住宅条例による市営住宅自動車駐車場使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第九十三号)第一条	大東市営住宅条例(平成十年条例第7号)第一条 大東市営住宅条例施行規則(平成十年規則第十三号)第四十四条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>【条例】 第一条 この条例は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)により整備する市営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特優賃法」という。)により市が建設する特定公共賃貸住宅および共同施設の設置および管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【施行規則】 第四十四条 条例第五十八条に規定する使用料の減免は、駐車場を使用する者が次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。ただし、既納の使用料は除く。 (1) 災害により次に掲げる損害を受け、生活が著しく困難になった場合 ア 大東市災害見舞金等給付条例施行規則(昭和47年規則第9号)第6条に規定する全焼、全壊または流失に該当するとき 使用料の全額(ただし、災害のあった日の属する月の翌月から起算して6か月間に限る。) イ 大東市災害見舞金等給付条例施行規則第6条に規定する半焼、半壊または床上浸水等に該当するとき 使用料の2,000円(ただし、災害のあった日の属する月の翌月から起算して6か月間に限る。) (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第45条第1項ただし書の規定により大阪府公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者 使用料の全額 (3) 使用者の属する世帯が生活扶助を受けている世帯で、自動車を保有することを特に認められている者 使用料の半額(ただし、軽自動車区画を除き、減免後の額が3,000円を下回る場合は、月額3,000円とする。) (4) 使用者の属する世帯の世帯全員の市民税が減免を申請する日の属する年度(4月および5月に申請する場合は、前年度)において非課税であるとき 使用料の2,000円</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>大東市営住宅条例(平成十年条例第七号) 大東市営住宅条例施行規則(平成十年規則第十三号)</p>